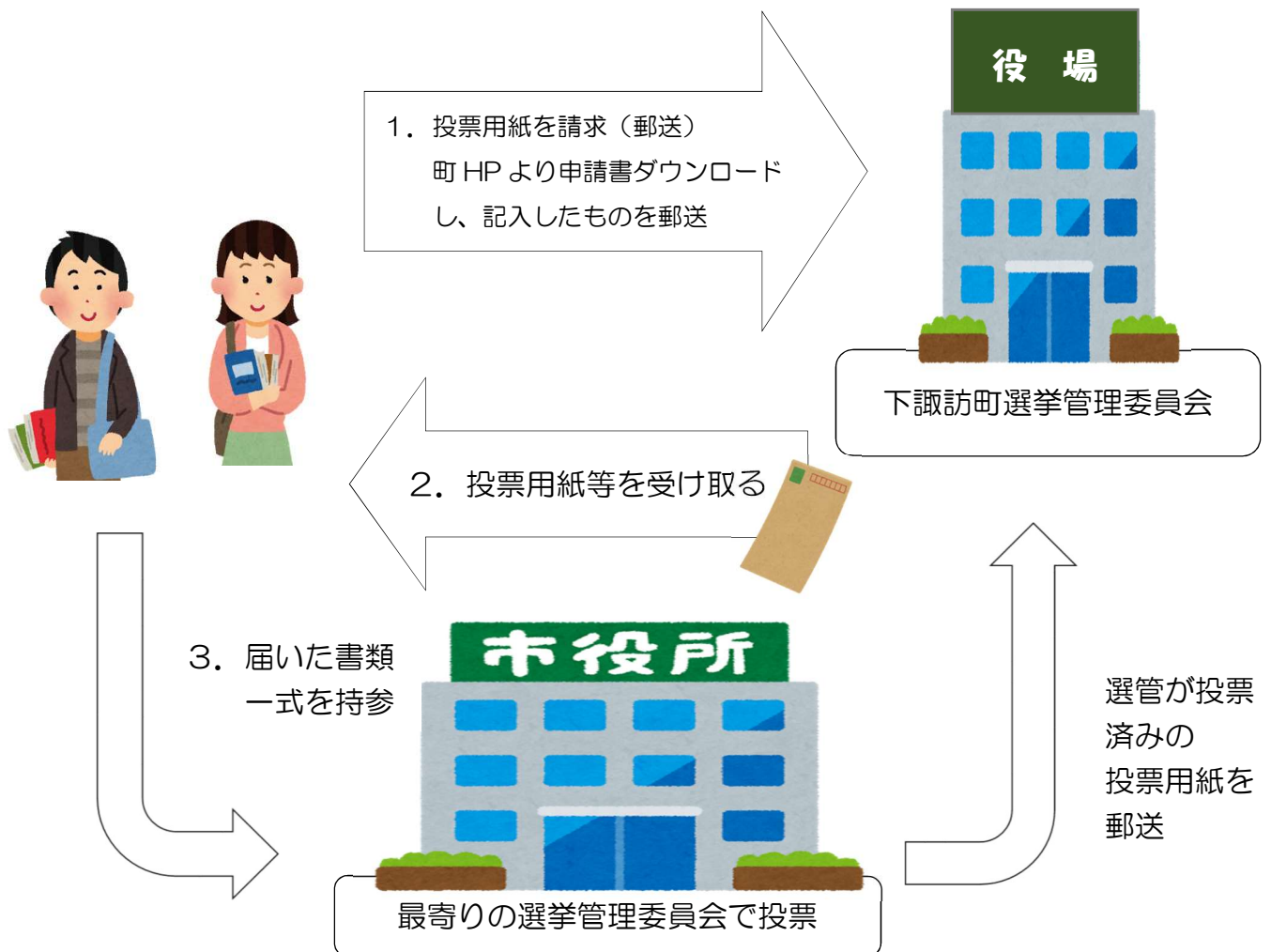


住民票を下諏訪町に置いたまま、町外に住んでいる方



※不在者投票は申請・投票用紙送付・滞在先から下諏訪町選挙管理委員会へとすべて郵送で行うため時間がかかります。利用する場合は、早めに申請・投票をしてください。

1. 投票用紙を請求します

投票用紙を請求するためには、下諏訪町のホームページで宣誓書（兼請求書）をダウンロードし、必要事項をご記入いただき、下諏訪町選挙管理委員会へ郵送または持参にて提出してください。

2. 投票用紙等を受け取ります

下諏訪町選挙管理委員会に投票用紙を請求されると、後日、投票用紙等が希望送付先のご住所に郵送されますので、お受け取りください。封筒の中には、不在者投票についてのご案内、「開封無効」と表示された袋などが入っています。「開封無効」と表示された袋は開封しないでください。

投票用紙にあらかじめ記入しないでください。

3. 届いた書類一式を持参して最寄りの選挙管理委員会にお出かけください

届いた書類一式をそのまま持参して、お早めに最寄りの選挙管理委員会にお出かけいただき、職員の指示に従って投票をしてください。

詳しくは、最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください。

4. 投票済みの投票用紙が下諏訪町選挙管理委員会に郵送されます

最寄りの選挙管理委員会から、下諏訪町選挙管理委員会あてに、投票済みの用紙が郵送されます。投票所の閉鎖時間（投票日当日の午後8時）までに投票所へ投票用紙が届かないと無効になりますので、出来る限りお早めにお手続きください。